



無料アプリ「マチイロ」
アプリをダウンロードすると市の情報
や広報紙をいつでも確認できます。
http://machiro.town/

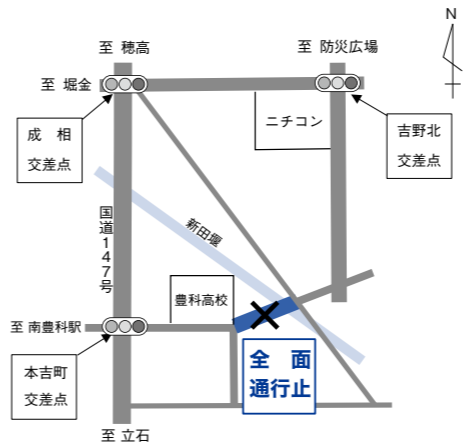


お知らせ

道路改良工事(水路改修)に伴う 全面通行止め・農業用水の減水 岡都市計画課都市整備係 (TEL71・2248 FAX72・3569)

道路改修工事(水路改修)のため、次の区間が全面通行止めとなります。う回のご協力をお願いします。

また、工事期間中は新田堰が減水になります。火の元に十分ご注意ください。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



11月2日(月)～12月26日(土)

医療費通知を発送します

令和2年分の所得税の確定申告(医療費控除)に使用できる、国民健康保険・後期高齢者医療保険の医療費通知を発送します。なお、確定申告までに届く通知には10月までの診療分しか記載がありませんので、確定申告時には11月以降の領収書を併せて申告してください。医療保険外の診療分と一部診療については通知に記載されない場合があります。

●国民健康保険について

令和2年1月から5月診療分は、9月に発送済みです。6月から10月診療分は令和3年2月上旬に発送予定です。なお、11月・12月診療分は令和3年4月末に発送予定です。

●後期高齢者医療保険について

後期高齢者医療に係る医療費通知は令和2年1月から10月診療分を記載した通知を、長野県後期高齢者医療広域連合より令和3年1月下旬に発送します。11月・12月診療分を記載した通知は令和3年

3月下旬に発送予定です。

岡国保年金課後期高齢者医療担当

TEL71・2475 FAX71・2503

または長野県後期高齢者医療広域連合事務局業務課給付係

TEL026・2229・5320

【穂高クリーンセンター】

新ごみ処理施設での

ごみの受け入れを開始

岡穂高広域施設組合

(TEL82・2147 FAX82・8779)

穂高クリーンセンターの新ごみ

処理施設は、12月から試運転を行

うため、新施設でごみの受け入れを

開始します。

受入れ開始日 11月19日(木)

市役所本庁舎閉庁日

岡財産管理課庁舎管理係

(TEL71・2257 FAX72・1340)

庁舎内設備の定期点検のため、

市役所本庁舎を閉庁します。

10月31日(土) 終日

◆お詫びと訂正◆

広報あづみの安曇野市制施行15周年記念

号10頁、戸田大也さんの名前

【誤】戸田大也(とだひらや)

【正】戸田大也(とだひらや)

お詫びして訂正いたします。

特定疾患患者へ見舞金を支給

岡福祉課障がい福祉担当
(TEL71・2251 FAX71・2328)

特定疾患患者見舞金が支給されます。該当者は、次のとおり申請手続きを行ってください。

令和2年11月1日(基準日)現在、安曇野市に引き続き6カ月

以上住所を有し、県から下記の

いずれかの受給者証の交付を受

け、その受給者証の有効期限が

令和2年3月1日以降の人

※令和2年3月1日から令和3年

2月28日までに有効期間が満了

する(した)人については、新

型コロナウイルス感染症の影響

を踏まえ、有効期限が一律1年間延長されています。

▽特定疾患医療受給者証

▽ウイルス肝炎医療受給者証

▽小児慢性特定疾病医療受給者証

▽特定医療費受給者証

▽長野県特定疾病医療受給者証

内申請者 支給条件に該当する

本人またはその人の看護者

見舞金の額 1万2000円

申11月2日(月)～令和3年3月

1日(月)に、福祉課(1階14

番窓口)または各支所地域課窓

口へ

持各受給者証、振込みを希望する

通帳、印章

ねこのニャンでも相談

岡環境課環境保全係
(TEL71・2491 FAX72・3176)

市と動物愛護会安曇野支部で

は、ねこに関する相談会を開催し

ます。

日11月20日(金)午後1時～3時

場市役所3階共用会議室305

費無料 申不要



農作物の盗難にご注意ください ～三郷小倉地域の取り組み～

多くの農作物が収穫シーズンを迎える中、市内外で農作物の盗難が発生しています。農林水産省のHPには、「農作物の盗難の実態と対応策」について掲載されています。参考の上、盗難にご注意ください。

岡農政課集落支援担当 TEL71・2429 FAX71・2507

盗難被害を防げ!

～おぐらドラレコネットワークの活動を紹介～

JAあづみ青壮年部小倉支部では「おぐらドラレコネットワーク」を組織し、多くの車にドライブレコーダーを設置し、盗難に遭いにくい地域を目指しています。盗難が発生した際には、任意で警察に協力します。発案した農家の古田然さんは「交通安全対策にもなり、地域全体での盗難対策に繋がるのでは」と期待しています。



住宅用火災警報器の設置を

住宅用火災警報器は就寝中や目の届かない場所においても、いち早く火災の発生を知らせてくれます。すでに設置している場合は定期的な作動確認を行うとともに、設置年月日や製造年を確認の上、10年を目安に電池または本体を交換しましょう。

設置場所は、住宅の寝室、階段および廊下が対象となります。設置場所や設置方法が誤っているとその効果が十分に得られないことがあります。詳しくはお近くの消防署へ問い合せください。

岡お近くの消防署へ

広告欄 広告についての問い合わせは広告主までお願いします

故人のやすらかな旅立ちを 精一杯の真心でお手伝いいたします。 JAあづみ 有明ホール JA虹のホールとよしな JA虹のホールとよしな別館 JA虹のホールあずさがわ

相続・遺言・贈与 大切な財産を大切な方にバトンタッチ! 大倉孝博行政書士事務所

広告欄 広告についての問い合わせは広告主までお願いします

一人暮らし、夫婦世帯「老後の生き方セミナー」 親族に頼らず生きていく選択 NPO法人日本よりそい家族会

セミナー開催 11月20日(金) 会場: 松本市勤労者福祉センター 3-2会議室(3階) 資料代: 300円 講師: 丸山 美菜